

# 改正海上運送法・内航海運業法説明会資料

平成18年9月  
海事局運航労務課

# 資料目次

- 資料1 海上運送法及び内航海運業法の一部を改正する法律の概要
- 資料2 安全に関する規定（海上運送法・内航海運業法、海上運送法施行規則・内航海運業法施行規則）
- 資料3 安全管理規程の作成・届出
- 資料4 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出
- 資料5 輸送の安全にかかわる情報の公表
- 資料6 立入検査（運輸安全マネジメント評価）
- 資料7 地方運輸局等相談窓口連絡先

○安全管理規程の作成にあたっては、

海上運送法及び内航海運業法施行規則に定める事項を完備し、かつ、「安全管理規程(例)」及び「安全管理規程に係るガイドライン」等の趣旨に則り、形式にこだわることなく、その事業の規模・態様等に最も応じた内容を経営トップの主体的関与により、各事業者の自主性が最大限発揮できるよう作成すること。

## 海上運送法及び内航海運業法の一部を改正する法律の概要

### 1. 背景

第164回通常国会において、最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化するため、安全管理規程の作成・届出の義務付け、安全統括管理者の選任・届出の義務付け、輸送の安全にかかわる情報の公表の義務付け等の措置を講ずる「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号。以下「改正法」という。）」が成立し、平成18年3月31日に公布された。

### 2. 改正の概要

#### (1) 輸送の安全

- ・輸送の安全の確保を法の目的として追加
- ・一般旅客定期航路事業者等（※）、人の運送をしない貨物定期航路事業者、人の運送をしない不定期航路事業者、内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下「内航海運業者」という。）及び内航海運業法第三条第二項の届出をした者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない

（※）一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業（特定旅客含む）、人の運送をする不定期航路事業（特定旅客含む）及び旅客不定期航路事業をいう

#### (2) 安全管理規程の届出等

- ・一般旅客定期航路事業者等及び内航海運業者（以下「船舶運航事業者」という。）は、輸送の安全を確保するために遵守すべき以下の事項を安全管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならない
  - －輸送の安全を確保するための「事業の運営の方針」
  - －輸送の安全を確保するための「事業の実施及びその管理の体制」
  - －輸送の安全を確保するための「事業の実施及びその管理の方法」
  - －安全統括管理者（前記事項に関する業務を統括管理する者で、事業運営上の重要な決定に参画する経営について管理的地位にある実務経験者を想定）の選任
  - －運航管理者（前記事項に関する業務のうち現場業務である運航管理業務を統括管理する者）の選任

- ・国土交通大臣は、届け出られた安全管理規程について必要な内容が定められていないと認めるときは、当該事業者に対し、その変更を命ずることができる
- ・船舶運航事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任し、国土交通大臣に届け出なければならない
- ・船舶運航事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない
- ・国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合で、一定の事由に該当すると認めるときは、船舶運航事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者の解任を命ずることができる

### (3) 輸送の安全にかかわる情報の公表

- ・国土交通大臣は、毎年度、輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表する
- ・船舶運航事業者は、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない

### (4) 安全管理規程中の事業運営方針に係る報告徴収・立入検査の実施に係る基本的な方針の策定

- ・国土交通大臣は、立入検査のうち安全管理規程（輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を運輸審議会に諮ったうえ、策定する

## 3. 施行時期

平成18年10月1日より施行

ただし、旧法の規定に基づき運航管理規程の作成の届出及び運航管理者の選任の届出をしている者は、改正法施行日から三月以内に、安全管理規程の作成の届出並びに安全統括管理者の選任の届出及び運航管理者の選任の届出をすればよい

## 安全規制に関する規定（海上運送法・内航海運業法）

事業類型		現 行	改 正 後		
		《運航管理制度》 運航管理規程 運航管理者	責務規定	《安全マネ制度》 安全管理規程 安全統括管理者 運航管理者	情報公開
《旅客定期航路事業》海上運送法					
一般旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く）	法 3	法 10 の 2	法 10 の 2	法 10 の 3	法19の2の2、19の2の3
特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く）	法 19 の 3 ①	法 10 の 2 （法 19 の 3 ③ で準用）	法 10 の 2 （法 19 の 3 ③ で準用）	法 10 の 3 （法 19 の 3 ③ で準用）	法19の2の2、19の2の3 （法 19 の 3 ③ で準用）
対外旅客定期航路事業	法 19 の 4 ②	法 10 の 2	法 10 の 2	法 10 の 3	法19の2の2、19の2の3
《貨物定期航路事業》海上運送法					
人の運送をしない貨物定期航路事業	法 19 の 5 ①	—	法 10 の 2 （法 19 の 6 の 3 ① で準用）	—	—
人の運送をする貨物定期航路事業（特定旅客含む）	法 19 の 5 ①	法 10 の 2 （法 19 の 6 の 3 ①② で準用）	法 10 の 2 （法 19 の 6 の 3 ① で準用）	法 10 の 3 （法 19 の 6 の 3 ②③ で準用）	法19の2の2、19の2の3 （法 19 の 6 の 3 ②③ で準用）
《不定期航路事業》海上運送法					
人の運送をしない不定期航路事業	法 20 ①	—	法 10 の 2 （法 20 の 2 ① で準用）	—	—
人の運送をする不定期航路事業（特定旅客含む）	法 20 ②	法 10 の 2 （法 20 の 2 ①② で準用）	法 10 の 2 （法 20 の 2 ① で準用）	法 10 の 3 （法 20 の 2 ②③ で準用）	法19の2の2、19の2の3 （法 20 の 2 ②③ で準用）
旅客不定期航路事業	法 21 ①	法 10 の 2 （法 23 で準用）	法 10 の 2 （法 23 で準用）	法 10 の 3 （法 23 で準用）	法19の2の2、19の2の3 （法 23 で準用）
《内航海運事業》内航海運業法					
法第3条第1項の登録を受けた者 （内航海運業者）	法 3 ①	法 9 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	法 8 の 2 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	法 9 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	法 25 の 2、25 の 3 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）
法第3条第2項の届出をした者	法 3 ②	—	法 8 の 2 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	—	—

## 安全規制に関する規定（海上運送法施行規則・内航海運業法施行規則）

	許可申請／ 登録申請	安全管理規程の 内容	安全統括管理者の 要件	運航管理者の 要件	安全管理規程の 設定又は変更 の届出	安全統括管理者 及び運航管理者 の選任等の届出	輸送の安全にかか わる情報の公表 （国）	輸送の安全にかか わる情報の公表 （事業者）
《旅客定期航路事業》 海上運送法施行規則								
一般旅客定期航路事業 （対外旅客定期航路事業を除く）	則 2	則 7 の 2	則 7 の 2 の 2	則 7 の 2 の 3	則 7 の 3	則 7 の 4	則 19 の 2	則 19 の 2 の 2
特定旅客定期航路事業 （対外旅客定期航路事業を除く）	則 19 の 2 の 3	則 7 の 2 （則 19 の 3 ① で準用）	則 7 の 2 の 2 （則 19 の 3 ① で準用）	則 7 の 2 の 3 （則 19 の 3 ① で準用）	則 7 の 3 （則 19 の 3 ① で準用）	則 7 の 4 （則 19 の 3 ① で準用）	則 19 の 2 （則 19 の 3 ② で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 19 の 3 ② で準用）
対外旅客定期航路事業		則 21 の 19	則 21 の 19 の 2	則 21 の 19 の 3	則 21 の 20	則 21 の 21	則 19 の 2 （則 19 の 3 ② で準用する場合を含む）	則 19 の 2 の 2 （則 19 の 3 ② で準用する場合を含む）
《貨物定期航路事業》 海上運送法施行規則								
人の運送をする 内航貨物定期航路事業		則 7 の 2 （則 21 の 5 で準用）	則 7 の 2 の 2 （則 21 の 5 で準用）	則 7 の 2 の 3 （則 21 の 5 で準用）	則 7 の 3 （則 21 の 5 で準用）	則 7 の 4 （則 21 の 5 で準用）	則 19 の 2 （則 21 の 5 で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 21 の 5 で準用）
人の運送をする 外航貨物定期航路事業		則 21 の 19	則 21 の 19 の 2	則 21 の 19 の 3	則 21 の 20	則 21 の 21	則 19 の 2 （則 21 の 23 ① で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 21 の 23 ① で準用）
《不定期航路事業》 海上運送法施行規則								
人の運送をする 内航不定期航路事業		則 22 の 2	則 22 の 2 の 2	則 22 の 2 の 3	則 7 の 3 （則 23 の 2 で準用）	則 7 の 4 （則 23 の 2 で準用）	則 19 の 2 （則 23 の 2 で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 23 の 2 で準用）
人の運送をする 外航不定期航路事業		則 23 の 11	則 23 の 11 の 2	則 23 の 11 の 3	則 23 の 12	則 23 の 13	則 19 の 2 （則 23 の 13 の 2 で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 23 の 13 の 2 で準用）
旅客不定期航路事業	則 23 の 3	則 7 の 2 （則 23 の 4 で準用）	則 7 の 2 の 2 （則 23 の 4 で準用）	則 7 の 2 の 3 （則 23 の 4 で準用）	則 7 の 3 （則 23 の 4 で準用）	則 7 の 4 （則 23 の 4 で準用）	則 19 の 2 （則 23 の 4 で準用）	則 19 の 2 の 2 （則 23 の 4 で準用）
《内航海運事業》 内航海運業法施行規則								
内航海運業者	則 3 （登録申請）	則 13 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	則 13 の 2 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	則 13 の 3 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	則 12 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	則 14 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）	則 17 の 2	則 17 の 3 （船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く）

## 安全管理規程の作成・届出

(安全管理規程等)

船舶運航事業者は、安全管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(安全管理規程の内容)

安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
  - イ 基本的な方針
  - ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めへの遵守
  - ハ 取組
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
  - イ 組織体制
  - ロ 勤務体制
  - ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務
  - ニ 安全統括管理者の権限及び責務
  - ホ 運航管理者の権限及び責務
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
  - イ 情報の伝達及び共有
  - ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
    - ・ 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認
    - ・ 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示
    - ・ 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達
    - ・ 航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等（※海上運送法の場合）
    - ・ 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱い（※海上運送法の場合）
    - ・ 危険物その他の乗組員の安全を害するおそれのある物品の取扱い（※内航海運業法の場合）

- ・ 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法（※海上運送法の場合）
  - ・ 船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法（※内航海運業法の場合）
  - ・ 船舶その他の輸送施設の点検及び整備
  - ・ 旅客等が遵守すべき事項の周知（※海上運送法の場合）
- ハ 事故等の防止対策の検討及び実施
- ニ 事故、災害等が発生した場合の対応
- ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認
- ヘ 教育及び研修
- ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理
- チ 事業の実施及びその管理の改善
- 四 安全統括管理者の選任及び解任
- 五 運航管理者の選任及び解任

（安全管理規程の届出）（※海上運送法の場合）

一般旅客定期航路事業者等は、事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 一 住所及び氏名
- 二 届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
- 三 事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）
- 四 変更届出の場合は、変更を必要とする理由

（安全管理規程の届出）（※内航海運業法の場合）

内航海運業者は、事業を開始する日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書及び設定した安全管理規程を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業開始予定期日

安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書及び変更後の安全管理規程を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更後の安全管理規程の実施予定期日
- 三 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

## 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出

(安全管理規程等)

船舶運航事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。また、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(安全統括管理者の要件) (※海上運送法の場合)

一般旅客定期航路事業者等の安全統括管理者の要件は、当該船舶運航事業の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、かつ、次のいずれにも該当することとする。

- 一 当該船舶運航事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者の要件) (※内航海運業法の場合)

内航海運業者の安全統括管理者の要件は、当該船舶運航事業の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、かつ、次のいずれにも該当することとする。

- 一 内航海運業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件) (※海上運送法の場合)

一般旅客定期航路事業者及び特定旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業者を除く）並びに旅客不定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
  - イ 船舶の運航の管理を行おうとする事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
  - ロ 船舶の運航の管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。



ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して事業を営む者が選任する運航管理者にあっては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

対外旅客定期航路事業者及び人の運送をする外航貨物定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

人の運送をする内航貨物定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の船舶一隻のみを使用して事業を営む者が選任する運航管理者にあっては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でない

こと。

人の運送をする内航不定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあっては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 船舶（旅客船を使用する場合にあっては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して事業を営む者が選任する運航管理者にあっては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

人の運送をする外航不定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件) (※内航海運業法の場合)

内航海運業者の運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
  - ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業と同等以上の規模の内航海運業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。
  - ハ 内航海運業における船舶の運航の管理に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。
- 二 二十歳以上であること。
  - 三 国土交通大臣の解任命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出)

船舶運航事業者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。

- 一 住所又は氏名（※海上運送法の場合）  
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（※内航海運業法の場合）
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 解任の届出の場合は、解任の理由

安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び安全統括管理者の要件を備えることを証する書類
- 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が運航管理者の要件を備えることを証する書類

○当該事業の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者とは、

- ・株式会社及び有限会社の場合には、取締役である者
- ・株式会社又は有限会社以外の形態の事業者の場合には、当該事業者内における取締役会相当会議又は日常的に行われる事業運営上の重要な事項を決定する会議において、安全管理規程に定める安全統括管理者の職務（安全に関する報告等）を行う権限を有する者
- ・個人事業の場合は、事業主である者

○海上運送法及び内航海運業の安全に関する業務とは、

- ・海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者又は運航管理員（運航管理補助者）、船長又は乗組員、船舶の運航管理に関する業務（海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者の資格要件を有していると認められる者を含む）、ISMコードの管理責任者又は安全管理組織の要員、その他「安全マネジメント体制の確立、実施、維持」に相当する業務（運航計画、設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務（輸送の安全に係る予算、人事を担当している者も含む））

○地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者とは、

- ・経験年数3年未満であるが、現に、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理者又はISMコードの管理責任者

## 輸送の安全にかかわる情報の公表

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

国土交通大臣は、毎年度、次に掲げる輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

- 一 輸送の安全の確保に関する命令に係る事項
  - 二 立入検査（輸送の安全の確保に係るものに限る。）に係る事項
  - 三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- 公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(一般旅客定期航路事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表) (※海上運送法の場合)

一般旅客定期航路事業者等は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項
- 一般旅客定期航路事業者等は、輸送の安全の確保に関する命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表) (※内航海運業法の場合)

内航海運業者は、輸送の安全の確保に関する命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

○インターネットの利用その他の適切な方法

(海上運送法) ホームページ、船内及び待合所等での掲示

(内航海運業法) ホームページ

○一般旅客定期航路事業者等の輸送の安全にかかわる情報の公表の内容

- ・安全方針及び安全重点施策
  - ・安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）
- なお、安全管理規程等については、企業情報及び個人情報等は除くものとする。  
また、安全管理規程等については、加えて概要版の作成も可とする。

## 安全重点施策（イメージ）

### 例1：〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする

- ・船長は、風速・波高・視程が安全管理規程中に定めた基準に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること
- ・船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討が必要と認めるときは、運航管理者と協議することとし、運航管理者と意見が異なるときは、運航を中止すること
- ・運航管理者は、安全管理規程中に定めた基準により運航を中止すべきと判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航を継続する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者を経由して経営トップへ連絡すること
- ・経営トップまたは安全統括管理者は、運航を中止すべきと判断した場合において運航が継続されている場合は、運航管理者にその理由を求め、理由が適切でない認められない場合は、運航中止を指示すること
- ・経営トップ、安全統括管理者及び運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示しないこと

### 例2：〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする

- ・運航管理者は、船長と協議のうえ、運航基準図を航路・船舶ごとに作成すること
- ・船長は、運航基準図に定めた基準経路のほか、避険線等の必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資すること
- ・船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議すること
- ・運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分に検討し、必要な助言又は援助を与えること

### 例3：〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする

- ・運航管理者は、陸上において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること
- ・船長は、船内において、法令及び運送約款に定める旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図ること
- ・船長は、乗組員に対して旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること

## 立入検査（運輸安全マネジメント評価）

（安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針）

国土交通大臣は、報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（事業の運営の方針に関する事項に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

### 〈参 考〉

○安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（運輸審議会答申（平成18年8月3日付国運審第9号）抜粋）

#### 1. 実施に係る基本的な考え方

本方針は、安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。

また、報告徴収等の実施にあたっては、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。

#### 2. 実施方針

##### （1）報告徴収等における重点確認事項

以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けた助言を行う。

- ①自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか。
- ②経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

##### （2）報告徴収等の実施の方法について

- ①関係法令及び本方針に基づき報告徴収等を行う。
- ②経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査を中心に実施する。

##### （3）報告徴収等の結果の取り扱いについて

- ①報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対して説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ②報告徴収等の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘

案しつつ、報告徴収等の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

#### (4) 報告徴収等の実施計画

鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間90から120事業者程度を目安として、計画的に実施する。

当面、特に、大規模な事故が発生し、また、トラブルが多発しており、かつ、一度事故等が発生した場合、利用者への影響が甚大な大量高速輸送機関である鉄道分野及び航空分野について重点的に行う。

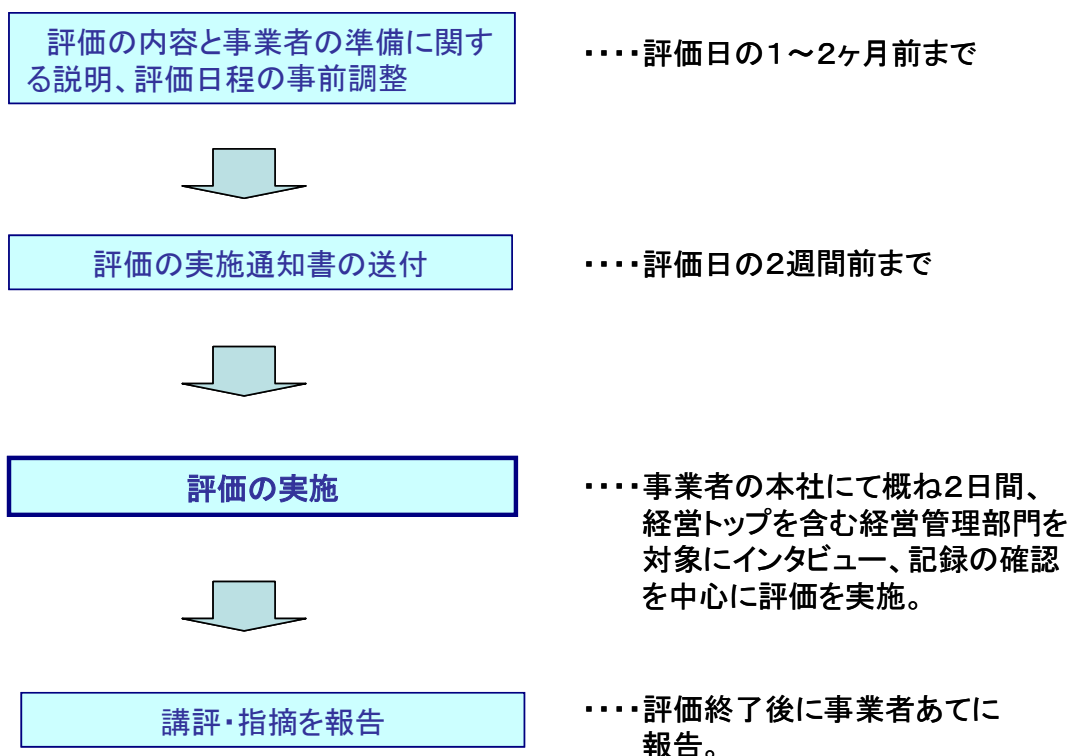
#### ○運輸安全マネジメント評価

安全管理規程に記載された事業者の安全管理体制の運用状況を国が上記方針等により確認を行う。

なお、評価については、安全管理規程の各プロセスの実施状況を確認し、輸送の安全を確保する取り組みについて更なる改善・向上に資する公表・指摘を行うことが主眼であり、合否を判定するものではない。

## 評価の流れ

評価は、事業者からの申請ではなく、評価を実施する職員が訪問しようとする事業者に評価の主旨、事業者の準備等について説明を行い、評価日程を調整して実施。全体の流れは、次図を参照。





## 地方運輸局等相談窓口連絡先

お問い合わせについては、お近くの各地方運輸局等の運航労務監理官等までご連絡下さい。

- 北海道運輸局 (TEL 0134-27-7188、FAX 0134-27-7175)
  - 函館運輸支局 (TEL 0138-42-5738、FAX 0138-41-4634)
  - 旭川運輸支局 (TEL 0162-23-5047、FAX 0161-24-3435)
  - 室蘭支運輸局 (TEL 0143-23-5001、FAX 0143-23-8408)
  - 苫小牧海事事務所 (TEL 0144-32-5901、FAX 0144-33-1779)
  - 釧路運輸支局 (TEL 0154-22-5161、FAX 0154-24-8193)
- 東北運輸局 (TEL 022-791-7511、FAX 022-299-8884)
  - 気仙沼海事事務所 (TEL 0226-22-6906、FAX 0226-23-5563)
  - 石巻海事事務所 (TEL 0225-95-1228、FAX 0225-95-7637)
  - 青森運輸支局 (TEL 017-739-8112、FAX 017-739-8219)
  - 八戸海事事務所 (TEL 0178-33-0718、FAX 0178-34-3779)
  - 岩手運輸支局 (TEL 0193-62-3500、FAX 0193-63-7650)
  - 福島運輸支局 (TEL 0246-54-2311、FAX 0246-53-2263)
  - 山形運輸支局 (TEL 0234-22-0084、FAX 0234-22-0700)
  - 秋田運輸支局 (TEL 018-863-5812、FAX 018-862-9907)
- 関東運輸局 (TEL 045-211-7230、FAX 045-201-8794)
  - 川崎海事事務所 (TEL 044-266-3878、FAX 044-266-3893)
  - 茨城運輸支局 (TEL 029-240-0201、FAX 029-248-4783)
  - 鹿島海事事務所 (TEL 0299-92-2604、FAX 0299-92-9940)
  - 千葉運輸支局 (TEL 043-241-6491、FAX 043-247-5229)
  - 東京運輸支局 (TEL 03-5530-2328、FAX 03-5530-2332)
- 北陸信越運輸局 (TEL 025-244-6158、FAX 025-248-7271)
  - 富山運輸支局 (TEL 0766-44-1367、FAX 0766-44-1368)
  - 石川運輸支局 (TEL 0767-53-1120、FAX 0767-54-8120)
- 中部運輸局 (TEL 052-952-8012、FAX 052-952-8083)
  - 静岡運輸支局 (TEL 0543-52-0159、FAX 0543-55-0432)
  - 下田海事事務所 (TEL 0558-22-0843、FAX 0558-25-0145)
  - 三重運輸支局 (TEL 0593-52-2883、FAX 0593-59-2663)
  - 鳥羽海事事務所 (TEL 0599-25-4790、FAX 0599-21-0512)

- 福井運輸支局 (TEL 0770-22-0003、FAX 0770-21-2198)
- 近畿運輸局 (TEL 06-6949-6415、FAX 06-6949-6429)
- 京都運輸支局 (TEL 0773-75-0616、FAX 0773-75-0617)
- 和歌山運輸支局 (TEL 073-422-5828、FAX 073-422-8310)
- 勝浦海事事務所 (TEL 0735-52-0260、FAX 0735-52-9082)
- 神戸運輸監理部 (TEL 078-321-7058、FAX 078-321-7028)
- 姫路海事事務所 (TEL 0792-34-2511、FAX 0792-34-2512)
- 中国運輸局 (TEL 082-228-8794、FAX 082-228-3468)
- 尾道海事事務所 (TEL 0848-23-5234、FAX 0848-23-9414)
- 呉海事事務所 (TEL 0823-22-2520、FAX 0823-22-2522)
- 鳥取運輸支局 (TEL 0859-42-2169、FAX 0859-42-2160)
- 島根運輸支局 (TEL 0852-38-8111、FAX 0852-37-2030)
- 岡山運輸支局 (TEL 0863-31-4266、FAX 0863-32-4829)
- 水島海事事務所 (TEL 086-444-7750、FAX 086-444-7761)
- 山口運輸支局 (TEL 0834-21-0180、FAX 0834-32-4094)
- 四国運輸局 (TEL 087-825-1191・1197、FAX 087-821-5732)
- 徳島運輸支局 (TEL 088-622-7622、FAX 088-654-0790)
- 愛媛運輸支局 (TEL 089-956-9954、FAX 089-957-9035)
- 今治海事事務所 (TEL 0898-33-9003、FAX 0898-23-2572)
- 宇和島海事事務所 (TEL 0895-22-0260、FAX 0895-23-2796)
- 高知運輸支局 (TEL 088-832-1175、FAX 088-831-0457)
- 九州運輸局 (TEL 092-472-3181、FAX 092-472-3305)
- 下関海事事務所 (TEL 0832-66-7151、FAX 0832-66-9065)
- 福岡運輸支局 (TEL 093-322-2700、FAX 093-322-2711)
- 若松海事事務所 (TEL 093-751-8111、FAX 093-751-5382)
- 佐賀運輸支局 (TEL 0955-72-3009、FAX 0955-72-3002)
- 長崎運輸支局 (TEL 095-822-4403、FAX 095-827-4869)
- 佐世保海事事務所 (TEL 0956-31-6165、FAX 0956-31-9361)
- 熊本運輸支局 (TEL 0964-52-2069、FAX 0964-52-2033)
- 大分運輸支局 (TEL 097-521-2010、FAX 097-521-2079)
- 宮崎運輸支局 (TEL 0985-63-2513、FAX 0985-63-2726)
- 鹿児島運輸支局 (TEL 099-222-5660、FAX 099-224-9805)
- 沖縄総合事務局 (TEL 098-866-0064、FAX 098-860-2369)

改正法令概要、安全管理規程（雛形）等の情報は、以下のアドレスでご覧頂けます。

○国土交通省 HP(運航労務) : <http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/index.html>